

平成25年7月2日

法務省 ADR 法に関する検討会 御中

社労士会労働紛争解決センター福岡

「社労士会労働紛争解決センター福岡」の運用状況報告について（参考）

平成25年7月26日に開催されます「ADR法に関する検討会」のヒアリング事項につきましては、以下のとおりご報告致します。

## ヒアリング項目

### 1 認証 ADR の手続の実際について

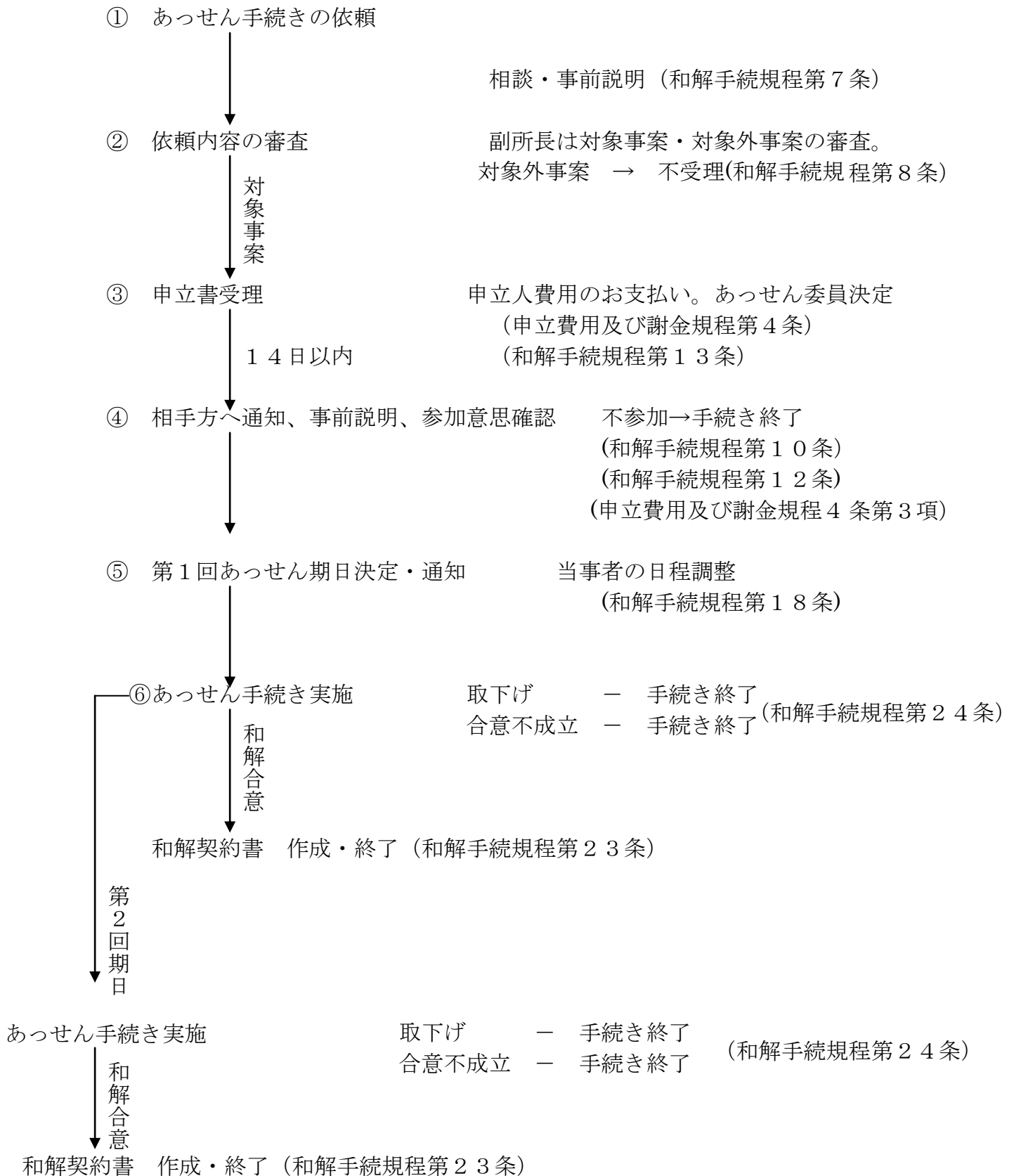
#### Q1 取り扱う紛争の範囲、具体的な事案

- ・センター福岡は、個別労働関係紛争（労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争をいう。）のうち、民事上の紛争として当事者が和解できる事案をあっせんの対象としている。
- ・主に、解雇、退職、雇い止め、賃金、パワーハラスメント、退職金及びサービス残業等を巡る個別の労使紛争についてあっせんによる和解を行っている。

#### Q2 相談の受付状況、相談から ADR 手続への流れ

- ・平成21年11月1日開設以来、平成25年6月30日現在までの活動実績は次のとおりである
  - あっせん受理件数 — 55件
  - あっせん開催件数 — 30件
  - 和解件数 — 19件
- ・あっせん手続の依頼からあっせん終了までの流れは次のとおりである。

## あっせん手続きの流れ



### **Q3 申立が簡易にできるようにするための工夫**

- ・申立てが簡易に行えるようセンター福岡専用の申立書を準備している。受付けた申立書に対し、記載内容、添付資料のアドバイスを行っている。
- ・申立人の負担を軽減するため申立費用を1,050円と廉価にしている。

### **Q4 相手方の応諾を取り付けるための工夫**

- ・相手方に対し、配達証明郵便にて参加の意思を確認しているが、文書だけにとどまらずセンター副所長が相手方に電話による丁寧な説明を行ない、応諾を促がす努力を行っている。
- ・平成25年6月30日現在応諾率は約54.5%程度であるが、平成24年6月以降は受理件数14件のうち、応諾件数は12件であり応諾率は約85.7%に上昇している。

### **Q5 和解の仲介手続における工夫**

- ・両当事者（申立人・被申立人）の待機するあっせん室にあっせん制度の趣旨及び互譲の精神を記載した書面、「あっせんに参加される皆様へ」を置きあっせんについての説明を行っている。
- ・あっせんは原則として、事案ごとに開催回数を原則1回としているが和解が見込まれる事案については、第2回目の開催を例外として認めている。
- ・あっせん開催時間は平均約3時間程だが、4時間を超えるケースもありあっせん委員は、粘り強く和解を勧めている。
- ・あっせん申立人から第1回目あっせん開催までの期間は概ね4週間～6週間であり、迅速な解決を望む方の要望に応じている。
- ・あっせんは非対面方式、非公開方式を採用しており、両当事者が自由に意見を述べやすい環境としている。

### **Q6 成立した和解の実効性を確保するための工夫**

- ・成立した和解を債務名義（即決和解の申立又は公証役場において執行認諾文の付与）にする方法を説明している。
- ・解決センターにおいては、金銭解決による和解が多いので今後は履行の確保の方法として「執行力の付与」について検討をお願いしたい。
- ・現在のところ和解条項が履行されなかった事例は報告されていない。

### **Q7 当事者の負担する費用**

- ・ADRの特徴である負担費用の廉価を意識し、申立費用を1,050円とし、利用しやすい制度であることをアピールしている。

#### **Q8 守秘義務が問題となった事例**

- ・今のところ守秘義務が問題となった事例は報告されていない。

#### **Q9 代理人の選任状況**

- ・平成25年6月末現在、あっせんを受任した55件について調査したところ代理人選任率約23.6%である。
- ・選任率が低い理由は、紛争の目的価格が60万円を超える場合には、特定社労士が単独で代理することはできず弁護士との共同受任が必要という制約がある（社労士法第2条第1項第1号の6）ためである。あっせん対象事案で最も多い、解雇事案は、目的価格160万円として取扱われるため特定社労士の単独受任はできない。全国社会保険労務士連合会ではこの制約は、即時撤廃されるべきとして行動している。

#### **Q10 ADR 法上の特例(時効中断効、訴訟手続の中止、調停前置の不適用)の利用状況**

- ・今のところ利用状況は報告されていない。

#### **Q11 利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に対する評価**

- ・利用者の利用で最も多いのは、福岡県社会保険労務士会会員からの依頼であり約70%。その他センター福岡に併設している総合労働相談室経由及びホームページからの依頼となっている。
- ・利用者からは、早期解決が図られた、給与関係、雇用保険関係・社会保険関係を総合して解決が図られた等の評価を得ている。
- ・労働者側が申立人となるケースが圧倒的に多いが、和解契約成立されたとたん泣きだした方も数名おられ、ADRの存在意義を再認識した。和解成立を申立人である労働者が喜ばれることは当然と考えるが、被申立人である事業主側もすっきりした表情をされるのが印象的である。

#### **Q12 手続・結果概要の公表**

- ・結果概要（統計）については、法務省 HP「かいけつサポート」掲載以外には特に公表していない。
- ・福岡県社会保険労務士会会員に対しては、広報誌等で周知している。

## 2 認証 ADR の利用促進について

### Q1 広報、専門・得意分野の PR

- ・福岡県社会保険労務士会のホームページによる PR。
- ・会員である社労士に対して、研修会で10分～15分の時間を割き利用促進をお願いしている。
- ・平成24年度は、公共交通機関の中吊り広告を述べ3ヶ月掲載した。
- ・平成24年11月に、あっせん代理に積極的に取り組んでいる会員社労士をパネラーにシンポジウムを開催し、約60名の会員が参加。

### Q2 他機関との連携

- ・福岡労働局が主催する「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」に参加し、お互いに連携を図っている。
- ・法テラス福岡が主催する「地方協議会」に参加し、連携を図っている。

## 3 認証 ADR の運用について

### Q1 組織・体制

- ・認証当時の組織・体制で不都合はない。

### Q2 財務状況

- ・センター福岡の年間運営費は約1,000万円で、特別会計を組んでいる。内訳としては概ね賃借料250万円、人件費及び研修費400万円、広報費250万円、その他100万円となっている。
- ・運営費はほぼ全額社労士会会員が拠出する会費で賄っており、利用者の負担は申立費用のみである。  
将来的には、国からの補助的な予算措置を望みたい。

### Q3 手続実施者等に対する研修等

- ・弁護士を講師にした研修、事例に基づいた研修等、年2回程度の研修を行っている。

## 4 認証 ADR の認証・監督手続について

### Q1 認証・監督に関し、特に負担となっている点の有無・内容

- ・事業者において、事情変更があった場合は、その都度、遅滞なく法務大臣にその旨を届け出ることになっているが、役員の改選時などにはその作業が非常に負担になっている。その事業年度に変更のあった事項については、年 1 回事業報告とともに提出すれば足りるよう、要望する。

## 5 認証 ADR 制度の問題点について

### Q1 制度の改善を要すると考える点やその理由・具体的な事例等

- ・法 13 条（変更の届出）について改善を求める。  
法 13 条は、事業者に対し事情変更があった場合は、その都度、遅滞なく法務大臣にその旨を届け出ることになっているが、その負担が非常に大きいのでその事業年度に変更のあった事項については、年 1 回事業報告とともに提出すれば足りるよう、改善を求める。
- ・運営費が年間 1, 0 0 0 万円など、事業者の負担が大きいため、利用料に対する民事法律扶助制度の適用等、経費面における国の支援をお願いしたい。